

研究委員会規定

昭 56. 3. 25 制定
平 27. 2. 27 改正

1. 目的

この規定は、研究委員会の組織、業務および運営について定める。

2. 組織

- 2.1 研究委員会は、原則として委員 20 名以内で組織し、委員長および副委員長（1 名）を置く。
- 2.2 研究委員会の委員長、副委員長、および委員は、前年度研究委員会委員長が指名し、理事会承認を経てそれぞれ会長が委嘱する。
- 2.3 研究委員会の下部機構として、調査研究やテーマ毎に専門の委員会（以下専門委員会という）を設ける。
- 2.4 専門委員会は、原則として委員 20 名以内で組織し、委員長を置く。なお、必要に応じて分科会を設けることができる。分科会は専門委員会委員で構成する。
- 2.5 専門委員会の委員長は研究委員会の委員長が、専門委員会の委員は専門委員会の委員長がそれぞれ指名し、理事会承認を経て会長が委嘱する。ただし、専門委員会の委員数が 20 名を超える場合には、理事会への付議に先立ち、専門委員会委員長名による理由書を研究委員会委員長宛てに提出し、2.6 に定める運営小委員会の承認を得ることとする。
- 2.6 研究委員会を機能的に運営するために、運営小委員会を設ける。運営小委員会の組織、業務については、別に定める「運営小委員会申し合わせ事項」による。
- 2.7 JCI 規準の整理・管理・運営方法、およびそれに関連する問題点の解決は、標準化委員会所管の JCI 規準委員会にて行なう。

3. 任期

- 3.1 研究委員会の委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。
- 3.2 研究委員会の委員の任期は、原則として 2 年とし、重任を妨げない。

4. 業務

- 4.1 研究委員会は、総合的な調査研究方針および調査研究計画に関する企画ならびに調査研究活動の調整にあたる。
- 4.2 専門委員会は、定められたテーマに関する調査研究活動ならびにこれに附随する講習会・シンポジウム等の行事の実施にあたる。

5. 運営

- 5.1 研究委員会は、委員長が必要の都度召集し、運営に当たる。
- 5.2 専門委員会は、専門委員会の委員長が、必要の都度召集し運営に当たる。また、委員長は随時、業務の進行状況等について研究委員会に報告するものとする。
- 5.3 専門委員会の存続期間は、原則として 2 年間とし、さらに継続の必要ある場合は研究委員会で審議のうえ決定する。
- 5.4 同一年度に活動できる専門委員会の数は一人当たり最大 3 とする。

6. その他

- 6.1 この規定は、平成 27 年 2 月 28 日から実施する。
- 6.2 この規定の改廃は、研究委員会が発議し、理事会が決定する。

研究委員会運営小委員会申し合わせ事項

1. 目的

この申し合わせ事項は、研究委員会規定にもとづき、研究委員会運営小委員会（以下、運営小委員会という）の組織、業務および運営について定める。

2. 組織

- 2.1 運営小委員会は、研究委員会委員長、同副委員長および同委員の中より委員長が指名した委員で組織する。
- 2.2 運営小委員会の委員長は、研究委員会委員長がこの職を兼ねる。研究委員会委員長に不都合が生じた場合、研究委員会副委員長がこの職を代行する。

3. 業務

- 3.1 運営小委員会は、研究委員会の運営に関わる事項を調査、検討し、諸課題の整理にあたる。
- 3.2 運営に関わる主な事項は、以下に示すものである。
 - i) 専門委員会の設置にかかわる事項
 - ii) その他必要と認められる事項

4. 運営

運営小委員会は、委員長が必要の都度召集し、運営に当たる。

5. その他

この申し合わせ事項の改廃は、運営小委員会が発議し、研究委員会が決定する。